

## 公益財団法人北海道スポーツ協会評議員選定委員会運営細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第13条 第4項の規定に基づき、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委員の選任)

第2条 外部委員の選任は、定款第13条第3項に基づき、理事会において行う。

- 2 選定委員会の委員となる評議員は、評議員間で協議の上、決定する。
- 3 選定委員会の委員となる監事は、監事間で協議の上、決定する。
- 4 選定委員会の委員となる事務局員は、会長が指名する事務局員とする。

### (議長)

第3条 選定委員会委員のうち1名を選定委員会委員の互選により議長とする。

### (召集)

第4条 選定委員会は、会長が招集する。

### (決議)

第5条 選定委員会の決議は、委員の過半数の出席をもって行う。

- 2 選定委員会は、理事会又は評議員会より提出された評議員候補者について審議し、出席委員の過半数により選任する。
- 3 前項の決議に当たっては、外部委員の1名以上の賛成することを要する。

### (議事録)

第6条 選定委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名及び押印するものとする。

### 附 則

この細則は、平成21年6月30日から施行する。

#### 附 則（平成24年3月22日改正）

この細則は、公益財団法人北海道体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

#### 附 則（平成26年9月10日一部改正）

この細則は、平成26年9月10日から施行する。

#### 附 則（平成30年9月5日一部改正）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。